

上島 有 著

## 京郊庄園村落の研究

熱 田 公

上島有氏は、昭和三二年から三四年にかけて、東寺領山城国上久世荘に関する研究論文六篇を相ついで発表され学界に多くの問題を提起されたが、それから約一〇年、既発表の論文をほぼ全面的に改稿し旧稿では追究されなかったテーマも新たに起稿して、全九章五〇〇頁の大著として、上久世荘研究を大成された。

上久世荘が東寺領となつたのは、建武五(一三三二)年足利尊氏による地頭職の寄進にはじまる。したがって荘園としては、いわゆる解体期に東寺領となつたのであるが、以後東寺の藤元の荘園として中世末まで維持経営せられ、関係史料は「東寺百合文書」等いきわめて豊富に残されている。そうした結果、上久世荘は解体期荘園の具体的様相を知る好例とされ、しかも先進地山城国の中でも最先進地のいわゆる西岡地方の一角に位置することから、中世後期の社会構成を考える上にも指標的な荘園とされて、多くの研究が積み重ねられてきている。

評書 といえ近時中世史全体の興隆にもかかわらず、中世全体をつ

らぬく土地制度である荘園自体の研究、なかでも荘園の本流ともいうべき東寺領・東大寺領・興福寺領荘園等の研究は、かならずしもみのり豊かとはいいがたい。中世の社会構造をめぐる研究は格段の前進をとげてはいるが、複雑なメカニズムをもつ荘園自体の実証的な研究の前進が十分ではないために、中世の社会構造の研究は大きな制約を背負っているように思われる。こうした学界の現状の中で、上島氏は、まさに雌伏一〇年、荘園史の本流ともいうべき上久世荘にもろにとりくんで本書を上梓せられた。上島氏は現在京都市総合資料館にあって本書の主要史料をなす「東寺百合文書」の整理に専念しておられるが、公務のかたわら本書をまとめられたご努力は敬服の他はない。同時に、「東寺百合文書」中には、上島氏が個別論文の発表以後公刊され、関係史料は本書でも駆使されている『教王護国寺文書』とほぼ同量の「除去分」があるやにうかがっているが、その新史料(現在は整理中につき未公開で、したがってむろん本書にも利用されていない)を前にしながらあえて本書を上梓せられた意気ごみに圧倒される。いささか停滞ぎみの荘園史研究の現況にあって、本書はその沈滞を一気にふぎとばす近來にない快著であるといえよう。

## 二

そこでまず、本書の内容を私なりに紹介させていただく。

第一章「山城国上久世荘の概観」は、本書の導入部として、上久世荘の現状、研究史、沿革、土地台帳による復原を通じて京郊荘園では数少ない一円荘であるとする歴史地理的考察がなされて

第二章「鎌倉末・南北朝期の東寺」は、後宇多法皇・後醍醐天皇による興隆事業を通じて、二一口供僧・学僧がおかれ、東寺が大師信仰にもとづく中世寺院に脱皮した経緯、および足利尊氏による久世荘の寄進によって鎮守八幡宮に三〇口の供僧がおかれた事情を述べる。寺院領荘園という場合、荘園所有者は、「荘園領主」として簡単に抽象化することができず、寺院の内部構造と複雑にからまりあっていることが通例であり、その解明が荘園史研究の一急務であり、東寺供僧方などに関して上島氏自身によっても別に発表されているが、この第二章は概観にとどまり、第一章につづいて導入部をなしている。

第三章「南北朝動乱と名の解体」は、元享四(一三三四)年の田数および畠・畠田目安帳、建武三(一三三三)年の目安帳、暦応三(一三四〇)年の実検名寄帳、延文二(一三五七)年の百姓名寄帳の四種の土地台帳の分析と、荘官・上層農民や武家の動向を通じて南北朝動乱期の農村を解明したものである。この四種の土地台帳をのこすことで上久世荘は荘園史研究上に大きな位置を占める一つの理由となり、豊富な研究史が積み重ねられているのであるが、上島氏はまず各土地台帳が作製された背景を考証し、暦応の土地台帳は、半済停止を獲得した東寺が「知行始」として検注を実施して作成した徴税台帳の正本、延文二年のそれは、観応擾乱の終了後公文真板仲貞が作製した徴税原簿の写しで、何れも現実の関係をしめす基本史料とされる。これらの土地台帳は、本来一三名から構成されていた上久世荘が、元享四年には三九名、暦応三年には三七名、延文二年には五二名によって名請されており、いわゆる「名の解体」の典型例として周知のところであるが、

名請人の性格規定は各論者によって微妙に異なる。上島氏は、(一)名請人は、例外を除いて当時上久世荘に現存した百姓であること、(二)いずれも「名主職所有者」であること、(三)一般農民のほとんどすべては名請地を自作していること、(四)彼らはその田畠に対する売買・譲渡・質入の私的権利をもち、したがって「土地所有者」であること、と明快に結論される。後述するように、私はこの結論には全面的には従い得ないが、「知行始」として作成された土地台帳は、単純明快な規準によっていたはずであり、安良城盛昭氏や村田修三氏のごとく、作人層を含む重層構造を見いだそうとする考え方よりも、上島氏の方法に賛成である。土地台帳作成の明快な基準を見いだそうとする上島氏の方法は、動乱期の上久世荘をめぐる動向の分析を通じてより強調される。動乱期に活躍した道法―末継、覚賢―仲貞は別の家柄であることを指摘され、観応の擾乱も荘園内部深く影響したことを解明される。この間、荘官や有力農民の土地台帳上における保有高も激変し、旧勢力が一掃されて新しい村落秩序が形成された、とする。ここに東寺領上久世荘の真の出発があるわけであるが、動乱期の荘官層の動向は、国人・在地領主層の問題を考える場合の一つの基礎史料となる。

第四章「庄園領主経済と年貢・公事賦課の実態」は、まず、土地台帳の記載を通じて、東寺による年貢・公事の賦課は、元享四年、鎌倉・得宗領時代の数量・賦課形式をほぼそのまま継承したこと、したがって年貢高も、ほぼそのまま継承するが、鎌倉時代、人夫役、薬・草用途以下すべて代銭納化されていた公事のうち、人夫役は現夫にかわり、薬も現物となり、とくに人夫役の現夫化は、大はばな取奪強化となったことが指摘される。ついで南北朝

末・室町初期の年貢・公事徴収の実際について検討され、文安にいたる室町時代、年貢高は二〇〇石前後が納入され、銭納化された公事銭とともに、全体として順調に収納が行なわれていたとされる。人夫役については特別に検討され、旧名による名別賦課という形式をのこしていることとくであるが、実際には一反、一反の田地にその田地固有の公事日が設定され、「もはやかつての名別賦課という公事徴収の方法は完全に揚棄されている」と結論される。ここでも明快に旧名体制の揚棄を指摘されるが、しかしその論証は、十分説得的とは、私は思わない。それはともかくついで現夫の徴収による収奪強化は、荘民の滞納・未進をまねく。それに対して東寺は夫米を徴収して対抗しようとする対応策を示すことを指摘される。

第五章「『職の分化』と高利貸資本の動き」では、室町期の主要な問題の一つである加地子名主職についてくわしく検討される。まず土地売買の分析を通じて、加地子得分の性格は (一) 荘園領主に負担する年貢を上廻る、生産力向上分、(二) 公事分を加えたもの(本来無公事田の場合、公事の未進が固定化した場合、荘園領主からの公事を免除された場合等種々の場合がある) に大別され、いずれにせよ、荘園領主の収奪を上廻る剰余生産を生みだし得る生産力段階において加地子得分が成立する。その得分の買得者は、東寺の関係者、近隣の寺院・庵室のほか、高利貸が多い。売券の分析を通じて、加地子得分と買価の間には七倍(得分の七年分が買価)という一定の経済法則があわせて指摘されるが、かくて加地子得分の高利貸資本による集積は、利潤追究の対象としてなされ、その結果加地子名主は「荘園制的収取体系とは別の収奪の体系を形

成」(二三八頁)する。南北朝後期・室町前期の段階において、こうした関係は一般的に成立し、その段階で、名主・名主職は得分権化する。この名主を延文段階の未分化な名主と区分して「加地子名主」と呼ばれる。なおこのもとで作人は加地子の未進なき限り改易されず、年貢・公事を直納する場合も多く、加地子名主との関係は「いかなる意味でも小作関係とはいえない」(二五六頁)とされる。以上が上島氏による上久世荘における「職の分化」の全体であり、論旨も明快である。とくに加地子得分の成立過程を、数量的にも明確にされようとした努力は傾聴に値する。ただし、加地子得分と売価は七倍という計算は、升の大小も和市も無視して一合一文の計算であり単純であるが、いわゆる高利貸資本が多量に進出する背景には一定の経済法則が横たわるはずであり、上島氏の論証を出発として「職の分化」の研究は今後この面でも一層進めさせねばならないであろう。ただし加地子名主の位置づけと性格規定を、単純明快にわりきられようとされる努力には敬服するし、私自身大賛成であるが、この結論にも、後述するように全面的には承伏しかねる。

第六章「庄園村落と庄家の一揆」は、荘民の階層構成の検討をもとに、公文真板氏の動向、用水問題や年貢減免をめぐる庄家の一揆の分析を通じて、南北朝末・室町前半期の庄園村落の具体相を解明される。この段階の上久世荘の階層構成については、永原慶二氏による、(1)代官的名主、(2)名主、(3)中小規模名主職所有者、(4)下人、の四階層からなるとする有名な見解があるが、これに対する批判の形をもって自説を展開される。まず代官の名主とされる、荘内最大の名請地をもつ真板氏の保有地の経営は永

原氏や田端泰子氏ら論者の見解とは異なつて、若干の自作地、加地子得分地のほかは、荘内一般農民に対する小作貸出地であり、下人、名子的隸属民の提供する労働力によつて耕作されていたとは考えられないことを、名請地の性格を示す史料の分析を通じて主張される。したがつて、この対極をなす下人層の存在も否定される。(2)の名主身分は、旧名は完全に解体したとする第四章の見解から名主身分は否定されるが、地侍層であり、公文とともに村落の指導層となる。(3)の階層は加地子名主職が一般的に成立した段階で「名主職」には意味はなく、「一般の独立の農民」直接耕作者「百姓と規定」(二八二頁)され、荘民の中心をしめる。かくて荘民の構民は、侍衆―百姓の二階層からなるとみるべきである。強調され、灌漑用水をめぐる百姓の動向、年貢減免要求をめぐる荘家の一揆の分析を通じて、侍衆と百姓とが「完全に一致して」活動したことが指摘される。

第七章「寒川氏と侍衆の動き」は、応仁の乱にいたる時期の、在地領主と侍衆の分析であるが、ここで上島氏は二つの大きな主張をされている。まず在地領主―国人層の問題に関して、研究史の整理の上になつて、いわゆる西岡被官人―国人層と、それ以外の侍衆との区別を主張される。真板氏のあと上久世荘の公文職を獲得した寒川之光は寒川の惣領家であるが、在荘したのは公文代の支族でありやがて公文を称する。この公文寒川氏と西岡被官人野田泰忠との動向の差をふまえて、国人は幕府から御家人として与えられた地頭職を所領の根幹とし、領主として農民にのぞむのに対して、土豪・地侍は、第六章の侍衆として、「その村落を構成する一員としての地位にあまんぜざるを得なかつた」と区別

される。この主張は、在地領主の問題を深める上にきわめて重要な指摘である。野田泰忠らは、いわゆる乙訓郡の国一揆の指導者であるが、その領主権の発生をこの差に求め得るとすれば、国人―在地領主制の解明に大きな意義をもつてであろう。つぎに、侍衆の変質に関してである。第六章の段階で、侍衆・百姓が一致して行動していたが、長祿三(一四五九)年の、例の侍分・地下分を区別した起請文を境として、文書の上でも「名主百姓申状」が姿を消し、代つて「年寄衆連署状」が出現し、しかも年貢を請負い、検断の実務をもつなど、年寄衆独自の組織が、農民支配の組織として成立する。戦国時代に入つて村落は一部の年寄衆の利益を守る組織に変貌する。この事実をふまえて、この段階にいたつて農民の階層分化が進行し、「私的隸属関係」があらたに展開したことを指摘されることである。高利貸資本や幕府・守護などの収奪によつて田畠や家屋を失なう農民が出現し、公文や侍衆から個人的庇護をうける「下百姓」「下人」が出現する。この段階で、これら下人を隸属せしめた階層は、荘園領主との関係では「名主」と呼ばれる。元亀元年十二月十五日付年寄衆連署請文では、「名主」―「小百姓」の階層構成が出現する。この請文は安良城盛昭氏によつて、家父長的奴隸制の残存をしめす史料とされるが、上島氏は、前述二、四章の分析をふまえつつ「中世後期の新しい階層分化の展開を示すもの」とされるわけである。この問題は、上久世荘の構造展開の根幹にふれる大問題であり、あらためてのちにふれたいが、村落の構造変化の分析と比べても、隸属関係が新しく展開したものとされるには、かならずしも十分な論証とはなっていないように思われる。

第八章「応仁・文明の乱と武家の荘園侵略」は、応仁の乱と、つづく戦国前期の争乱のなかで東寺領上久世荘が崩壊してゆく姿をあとづけたものである。大乱の勃発とともに、公文職を争う侍衆真板・寒川両氏が東西に分れて対立し、荘内を混乱にみちびく。応仁二（一四六八）年、戦火の浴外拡大とともに、畠山義就は上久世荘を没収し、下久世荘では侍衆に足軽四分一済を給しさらに半済を実施する。明応八（一四九九）年細川政元が半済を実施、文亀元（一五〇〇）年安富元家が公文職を押領、永正元（一五〇四）年香西又六も半済を実施する。この章の「はじめに」で上島氏は述べられているように、京の近郊における応仁の乱の研究は皆無であり、つづく戦国前期、荘園の復興と解体もまた、数量的には豊富な史料がありながら従来まったく追究されていない。政治史からも荘園史の上からも、貴重な分析である。

第九章「東寺の庄園支配の衰退」は、永正四（一五〇七）年の算用帳の分析と、前章につづく荘園の解体過程の分析である。永正四年の算用帳は、全荘規模で荘園の構造をしめす最後の帳簿であるが、まず波々伯部源次郎らが「公文分」を押領している状況のもとで、「公文代官」寒川家光によって作成されたもの、とその性格を検討される。つぎに記載内容では、本役地二五町八反余と一分米地三一町四反余に分かれ、本役地の年貢斗代三斗四斗に對して、分米地は一律に一石一斗で、両者は顯著に差をしめす。この本役地は、寺家の支配に属し、登録者は名主職所有者であり、年貢は南北朝らしい伝統の斗代を継承する。一ぼう分米地は波々伯部らの押領の対象となった「公文分」であり、登録者は直接耕作者であり、斗代は本役相当分と公事相当分からなると考えられ、

かくして古い荘園領主の収奪体系と、新しい武士のそれが併存する。一ぼう土地所有状況では、侍分が全体の五三・七パーセントをしめ、百姓分は三二パーセントにすぎない。このように精緻に算用状を分析され、本役地・分米地の説明も明快にわりきっておられるが、その経営形態の説明とともに、しかし疑問はのこる。侍衆は土地所有面でも優位をしめ、連合して公文代寒川氏を追いだし、「寺家被官」として直務を行なうにいたる。そして彼らは漸次「武家被官」に組織され、荘園は内部から解体する。これを反映して、戦国後期の東寺の年貢収納高は激減する。

## 三

全五〇〇ページにわたる精緻な研究を簡単に紹介することは容易ではなく、蕪雑な紹介によってかえって真価を損じはしなかったかとおそれるのであるが、このようにして、土地台帳の分析を横断面とし、侍衆・農民の動向を縦軸として、上久世荘の歴史と史料が提示する問題に真正面からとりくまれたのが本書である。研究史については、とくに一章を設けてはいないが、先行の研究は随処にくわしく紹介していねいに批判され、中世後期の荘園史を中心とする社会経済史の諸問題のこよなき指導書ともなっている。

とはいえ、以上紹介の中に、感想を含めてきたように、本書の論旨には若干の疑念を禁じえない。ここであらためて整理しておくならば、その主たるものは、名主の理解をめぐってである。

第一に、旧名の問題に関して、上島氏は、夫役が田地の反別賦課さらに田地固有の賦課となったことをもって、旧名は完全に形

骸化しきつたものときれる。しかし、にもかかわらず、旧名の名称が長く史料の上に散見する事実、どのように解すべきであろうか。たとえば、応永十四年の人夫役帳には

三月分

執行御房 本名 西輪院、合円名

などとみえる(『教王護国寺文書』九一八)。この史料は上島氏によっても指摘されているが、各院家に名別に割りあてられていることの意味は積極的には解明されていない。上久世荘は、本名体制が解体したのちに東寺領となり、新編成のもとでスタートした。旧名が形骸化しきつているものなら、このように割りあてての単位とする必要はなかったはずである。むしろ土地台帳の内容から旧名の役割を過大評価することはできないが、かといって上島氏はあまりに過小評価すぎるように思われる。かつて杉山博士によって指摘された、隣荘久我荘における当名主体制の問題を私は想起するのだが、「沙汰人」ともなった年寄・侍衆との系譜の上にも、旧名の系譜を顧慮する必要はありはしないか。少なくとも、長期にわたって残存する旧名の名称は、上久世荘支配のメカニズムを解明するかくされた鍵の一つであると思われる。

第二に、暦応・延文の南北朝段階の土地台帳登録者、上島氏の「名主百姓」を、名請地を自作し、私的権利をもつ「土地所有者」とされることについてである。名主職を売買譲渡することは事実として存在し、それなくしてつくく加地子名主や他所名主は成立し得ないわけであるが、それが「自作」にもつくく土地所有の表現であるかどうか。少なくとも上島氏は、名請地を「自作」している積極的史料はあげられていない。拠証とされる刑部太郎請文

も、出作によって公事を無沙汰するので、荘内に住宅を建てた。よって寺恩として名田畠を宛賜わり、その名田畠の年貢・公事を請負う、というのであって、耕作の事実を示してはいない。前述のように、農民の土地台帳への登録には明白な規程があったと思われるが、それはしかし、「自作農民」を登録する方針であったかどうか。このように指摘するとき、私はたとえば高野山が元中元(二三八四)年官省符荘の地下校合にさいし、「地下校合之時者、以本村切土帳、奉行衆并地主、作人、立田頭可明之」などと衆徒一同の起請文をとりかわし、田畠一筆、一筆について検討していた過程を念頭にもっているのであるが、上久世荘にあって、明白な規程といえ、名主職所有者・年貢・公事負担者(この場合、事実において、また寺家のある程度の規制にかかわらず、名主職を売買・譲渡しえたことから、東寺流かあるいは久世流と規定せねばならぬ)という以上のものではなく、したがって例外的にはなく、地主や加地子名主をも含み得たのであろうか。

第三に、加地子名主をもつて、いかなる意味でも作人との間に小作関係はなく、荘園制的収奪とは別個の土地所有とされることに関してである。たしかに加地子名主は、経済法則にのっとった代価を支払って加地子得分を買得したが、では加地子とは地代であらうか、利子ないし配当なのであろうか。そしてまた、加地子名主はどのようにして加地子を実現したのであろうか。鎌倉末期、大和や和泉や紀伊、たとえば東大寺大仏灯油料田や高野山御影堂陀羅尼田などの史料では、地主・作人関係や加地子得分はかなりひろく成立しているが、その加地子の実現のメカニズムには、私はどうしても荘園体制の存在を無視することはできないと考えて

いる。なお東寺関係者の加地子名主化の意味については、上島氏は積極的に述べられていないが、東寺関係者と、莊園領主とは明瞭に別個のものであると私は考えている。

第四に、室町後期にいたって、あらたに展開するとされる、侍衆による私的隸属の展開の問題である。室町段階における公文真板氏の経営について、名子的隸属農民による経営を否定される上島氏は、七章では「下百姓」「下人」の明白な指摘をさせておられるかにみえるが、九章では、近江国井戸村の例を援用されながら、「七町六反余の利倉氏の（加地子名主職保有地の）小作貸出地を耕す農民は南北朝期の土地所有者」自作名主の系譜を引く独立の農民であるが、室町末期以降在地にみられる村落の変化に応じて、いろいろな形で利倉氏の私的隸属関係に包摂されるようになった百姓であろう」とされ（四七六頁）、利倉氏の被官（下人）の場合をも想定されている。むろん、南北朝期くらい、一貫した「小農民の成長」のみを云々するのはあまりにおめでたいが、利倉氏の経営を事実とする（積極的論証はないが）なら、逆に南北朝期の名主百姓の理解は、再検討の余地はありはしないであろうか。

最後に、永正の算用帳の分析について、本役地「加地子名主、分米地」自作地という一見明快な分析にも、疑念はこのころ。たしかに本役地の年貢はすべて寺納され、分米地は公文分が徴収しているが、莊園制の枠内というなら、四章で分析されている一色田との関係、さらにまた「分米」の言葉自体、東寺への年貢の用語であることからしても、その辺の事情は何らかの説明を要しよう。さらにこの段階で、莊園・武家ともに、そのように支配の対象を

截然と区分し得たかどうか、説明を要するものであろう。

#### 四

以上、上島氏の研究に導かれながら、私の関心にしたがって、あえて妄評を呈してみたのであるが、もし論旨を曲解している点があったとすれば、浅学な後進の暴言として寛恕を乞いたい。ところでこのように妄評を連ねながら、上島氏の本書を執筆された真意には遠く迫り得ないのではないかとおそれる。本書は莊園の主流である上久世荘について、関係史料をあれこれ撰択するのはなくそのすべてを有機的に連関づけて、莊園村落と社会構造の展開過程をあとづけられたものであり、上島氏の最大力点もまた、その点にあったのではなからうか。三章の「はじめに」でわざわざ揚言されているように、東寺関係文書には、天正にいたるまで、膨大な史料——土地台帳や算用状や等々が残存する。いままで、それらが史料として十分に活用されなかった結果、当時の人々には自明であっても、われわれには理解できないことがあまりに多い。本書は、上久世荘についてそのすべての解明を意図されている。中世史研究の着実な前進にとって、そのような仕事こそが必要なのである。室町時代の社会構造は、今後は本書をぬぎにしては語ることは許されないであろう。

(A5判五〇三頁 索引 一三頁 昭和四三年八月 塙書房刊 定価三、三〇〇円)

(神戸大学教育学部助教授・)